

10 PL病院で子宮がん個別検診が 受診できるようになりました

【ところ】 医療法人宝生会PL病院

【費用】 無料

【対象者】 20歳以上の女性で、昭和奇数年生まれの人、平成偶数年生まれの人

※昨年度受診できなかった昭和偶数年生まれの人、平成奇数年生まれの人は町立保健センターまでお問い合わせください。

【申込】 月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時までに、PL病院へ直接電話で予約をしてください。

☎25-8234

◆問い合わせ 健康増進課 ☎98-5520

「MY TREEペアレンツ・プログラム」受講者募集

「子育てにしんどさを感じている」「気がつけば子どもを叩いている」「子どもを無視してしまう」など、子どもの心と体にダメージを与えていることに悩む親への回復支援プログラムです。

当初6月からの実施予定で募集しましたが、新型コロナウイルスのため延期し、次の日程で行います。

【とき】 9月7日(月)～12月21日(月)の毎週月曜日及び
令和3年3月22日(月)の全16回
各日午前10時～正午

【ところ】 富田林市立人権文化センター

【定員】 10人（保育あり・要予約）

【参加費】 無料

【申込】 8月3日(月)から電話、または、ファックス、メールで住所・氏名・電話番号・保育希望の有無を明記し、お申込みください。

※定員になり次第締め切ります。

※参加者は面接により決定します。

◆申込・問合せ 富田林市人権協議会 ☎24-3700 FAX25-5952
mail:wakaichi@luck.ocn.ne.jp



8月1日の広域小児急病診療

今年度のPL花火芸術大会は中止となっておりますが、広域小児急病診療は、例年どおり近畿大学付属病院で行うこととなりました。

【とき】

8月1日（土曜日）

夜間診療 午後8時～翌日午前8時

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

食品営業の届出制度が始まりました！

6月1日から、①許可業種以外の食品の製造業、②容器包装に入れられていない食品の販売、③温度管理が必要な食品の販売などは保健所へ届け出ることになりました。いわゆる八百屋さん、お米屋さん、製茶業、乾燥野菜の製造、たけのこの水煮なども届出の対象です。届出が必要な業種は多岐に渡るため、該当するかどうかなど、詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 富田林保健所衛生課 食品担当 ☎23-2682

10 自分のために、家族のために特定健康診査を受診しましょう！

太子町国民健康保険に加入されている40歳～75歳未満の人に、特定健康診査の受診券を送付しています。

受診期限までに受診してください。

【受診期限】 令和3年3月31日まで

※受診券の有効期限内でも、国民健康保険から後期高齢者医療保

険や会社の社会保険などに変わった場合は、使用できません。

※同一年度内に特定健康診査と人間ドック補助の両方を利用することはできませんので、ご注意ください。

◆問合せ

保険医療課 ☎98-5516

町立総合体育館トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

※新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、行います。

【とき】 8月22日(土) 午後6時30分～9時（午後6時30分までに必ずお越しください。）

【ところ】 町立総合体育館

【受講料】 200円（申込時にご用意ください。）

【定員】 10人（2グループ・5人ずつに分けて講習会を行います。）

【受講資格】 令和2年3月31日現在15歳以上（高校生以上）の人

【内容】 講義：トレーニングの基礎理論

実技：ウォームアップ・クールダウンの実技

【受付】 8月6日(木)～13日(木)の午前9時から午後5時30分まで。申込者数が募集定員を超えた場合、8月14日(金)午前10時に公開抽選を行い、参加者を決定します。

受付期間終了時点で定員に達しない場合は、参加希望者全員を参加者とします。

以降先着順で定員に達するまで受け付けます。

参加者の決定は、8月15日(土)以降に町立総合体育館から、ご連絡します。

※町立総合体育館の休館日は月曜日です（月曜日が祝日の場合は、翌日が休館日です）。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

健康

健康増進課(保健センター内)
☎98-5520
富田林保健所 ☎23-2681

INFORMATION

● **母子保健** ★かならず母子手帳をお持ちください。
場所 町立保健センター (2階すこやかホール)

	種類	診療場所	診療日	受付時間
休日急病診療	内科・歯科	休日診療所 ☎28-1333	日曜日 祝日 年末年始	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 ※歯科については午前のみ。
		富田林市向陽台1-3-38		
	小児科	富田林病院 ☎29-1121 富田林市向陽台1-3-36		
急病診療紹介	富田林市消防署 ☎23-9919	消防署では、午後8時～翌朝8時まで、救急診療の当番病院を紹介し、場合によっては救急車での搬送を行います。 ※土曜・日曜・祝日・年末年始は午後4時～翌朝8時		
救急医療相談窓口		【24時間・365日】 ☎#7119 (携帯電話・固定電話(フッシュ回線)) ☎06-6582-7119 (固定電話(1P・ダイヤル回線など))		病院に行ったらいいの？救急車を呼んだ方がいいの？応急手当の仕方が分からない。など、救急医療相談を「医師」「看護師」「相談員」が24時間受け付けます。 《緊急時は迷わず119番へ》
大阪府小児救急電話相談		【午後8時～翌朝8時】 ☎#8000 (携帯電話・固定電話(フッシュ回線)) ☎06-6765-3650 (固定電話(1P・ダイヤル回線など))		夜間の子どもの急病時、病院に行った方がよいかどうか判断に迷ったときは、お電話ください。「こどもの救急」ホームページ(http://kodomo-qq.jp/)でも、受診判断の目安となる情報を掲載していますので活用してください。

種類	対象児	実施日	内容
4か月児健診	令和2年3月10日～4月13日生まれ	8月13日(木)	【受付時間】13:00～13:15 対象者の人には案内通知します。
2歳6か月児歯科健診	平成29年12月～平成30年1月生まれ	8月6日(木)	
3歳6か月児健診	平成28年12月～平成29年1月生まれ	8月4日(火)	

● **健康づくり**

種類	実施日	実施時間	内容
町内ウォーキング	8月、9月は熱中症予防のため中止します		唐川・竹内街道コースの3km、または、6kmのウォーキングコースを歩きます。 町立保健センター集合。雨天中止。ストックは貸出有。 ※水分補給のため、飲み物をご持参ください。 ※マスクの着用をお願いします
ストックウォーキング			

● **健康相談** 場所 町立保健センター 場所・問合せ 富田林保健所・藤井寺保健所

種類	実施日時	内容	種類	実施日時	備考
保健師・栄養士による健康相談 5	8月21日(金) 13:30～16:30 (予約制)	生活習慣病予防や疾病予防・介護予防に関するご相談を、お受けします。お気軽にご相談ください。(要予約)	こころの健康相談 ☎23-2684(富)	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～12:15/13:00～17:45	予約制
			エイズに関する相談 ☎23-2683(富)	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:30～12:15/13:00～17:00	電話相談も可能
			骨髄移植対策推進事業 骨髄バンクドナー登録 ☎23-2684(富)	第1水曜日(年末年始、祝日を除く) 11:00～12:15	予約制
			飲用水・井戸水検査 ☎072-952-6165(藤)	8月3日(月) 8月17日(月)	予約制 検査手数料が必要
			医療機関に関する相談 ☎23-2681(富)	月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～12:15/13:00～17:30	

富田林保健所では、腸内細菌検査なども行っています。

● **健康と笑顔のWAプロジェクト**

熱中症予防のために、こまめに水分補給をしましょう

先月号の新型コロナウイルス関連情報で、『新型コロナウイルス感染症対策——今年は例年以上に熱中症予防に注意してください!』と題して、熱中症対策について、詳しく掲載しました。熱中症については、のどが渇く前に、こまめに水分補給することが大切です。

一般的に、食事以外に1日当たり1.2Lの水分の摂取が目安とされていますので、暑い夏は、特に意識してこまめに水分補給をこころがけてください。

冷房が効いた室内でも、また、寝てるときでも汗をかいています。のどが渇いていなくても、お風呂の前や寝る前など、時間やタイミングを決めて、水分補給の習慣をつけましょう。

さらに、激しい運動や外での作業を行ったときなど、多くの汗をかいたときは、塩分も補給しましょう。

水分補給に適している飲み物は、利尿作用(カフェイン)の少ない麦茶や水、または、経口補水液です。市販のスポーツドリンクは熱中症が疑われる場合に有効ですが、摂りすぎに注意しましょう。

○簡単にできる手作り経口補水液

材料(作りやすい分量)
水…1ℓ 塩…3g 砂糖…40g

○作り方 清潔な容器に材料を入れて混ぜる。

○ポイント

- 分量は正確に計ってください。
- レモン果汁を加えると飲みやすくなります。
- 作ったものは必ずその日のうちに飲み切ってください。



◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

気づく

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

戦没者を追悼し平和を祈念する日

8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。今から75年前の8月、原子爆弾によって多くの尊い命が一瞬にして奪われました。

このような悲劇が繰り返されることのないよう、皆さん一人ひとりが力を合わせて、核兵器のない平和な世界の実現に取り組んでいくことが必要です。

町では、昭和60年に非核平和都市宣言を行い、平成23年1月には平和市長会議に加盟しました。平和市長会議とは、広島市と長崎市が核兵器の廃絶をめざし、世界の都市に呼びかけて設立された組織です。

世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現に寄与することを目的としています。

今一度、恒久平和への思いを新たに、一人ひとりが平和で安全な環境のもと、幸せな生活を営むことができるよう、平和市長会議に加盟する自治体や住民の皆さんとともに、戦争の悲

惨さと平和の尊さを次世代に伝える活動を積極的に推進していきましょう。

当日は、戦争で亡くなられた人々の冥福と恒久平和を祈り、皆さんも職場やご家庭などで正午から1分間の黙祷をお願いします。

◆問合せ

住民人権課 ☎98-5515

「子どもの人権110番」強化週間

いじめ、不登校、体罰、児童虐待など子どもの人権問題について、相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。

●子どもの人権110番

ぜろぜろななのひやくとおばん

0120-007-110

●実施期間

8月28日(金)～9月3日(木)

午前8時30分～午後7時

※ただし、8月29日(土)・30日(日)は午前10時～午後5時。

◆問合せ

大阪法務局人権擁護部

☎06-6942-9496

人権コラム「よき日へ」

どうして勉強しなくちゃいけないの？

大阪教育大学 島崎 英夫

子どもたちが学校に行けない春を、今年も過すことになりました。家庭学習をさせなければと、気が気でなかった保護者の方々も多かったのではないかと思います。小学生の子どもがいる若い友人から、こんな相談のメールが入りました。「ゲームばかりせずに勉強しなさい、マジかよ」といって勉強しなくちゃいけないの？」と問い返されます。いろいろ考えて返事するのですが、子どもの心に届いているように思えません。どう応えればよいでしょう。子どもたちからのこの質問は、わたしが勤務する大学の学生たちが、教育実習中にもっとも頻りに尋ねられる問いでもあるそうです。学生たちは「将来、何かの役にたつ」とか「未来の選択肢を広げる」とか、懸命に答えるのですが、子どもたちはなかなか納得の表情は見せないそうです。読者の皆さんならどう応えられますか？

まず、「勉強」と「学習」とは、まったく意味を異にします。出産の姿勢を象形する「免」と「力」が合わさった「勉」の字は、新しい命を生み出すために力を込めていきむことを、「口」と「口」と「虫」の三字が合わさった「強」は天蚕(テグス)という虫が口から吐く強靱な糸を張った弓のことで、戦に際して命をかけて強い弓を弾くことを表します(白川静さんの『字統』が出典です)。どちらも、命がけでこの一番の瀬戸際で力を振り絞ること、ですから毎日できるようなことではありません。夏目漱石は百年余り前に亡くなりましたが、彼の残した文章の中に現れる「勉強」という言葉は、ほとんど「無理」の意味で使われます。店頭で「勉強しまっせ！」と主人が客に呼びかけるのは「無理してでも安くしますよ」の意味でした。「勉強しなさい」は「命がけで無理しなさい」と言っているのと同じ意味だったのです。机に向かって教科書や参考書を前に問題を解くようなことを「勉強」と呼ぶようになったのは大正の終わりから昭和の初めにかけてのことです。大学が狭き門になって苛烈な受験「勉強」が始まったのは、この頃でした。

一方、「學」は立派な羽根飾りや宝玉の散りばめられた大人の帽子を子どもがかぶって喜んでいるさまを、「習」は胸の毛がまだ白い雛鳥が親鳥を真似て羽根をはばたかせて飛び練習をしているさまを、それぞれ表します。つまり「学習」は子どもがあこがれる大人の姿を真似ていることなのです。学習が成立するためには、真似したいと思うようなモデルとの対話が必要になります。「あこがれ」が強ければ、モデルから「わたしみたいにになりたい？でも、君の努力はまだまだ」という声が聞こえてくるように思われる、そんな瞬間を経験することがたびたびあります。その都度、地べたに叩きつけられたような屈辱感とともに「なにこそー」という情熱も沸いてきます。地べたに叩きつけられる存在がサブジェクト subject です。Subは「下に」、objは「投げる」こと、この、サブジェクトを西田幾多郎は「主体」と訳しました。人間が主体的に懸命な勉強しようという気持ちになるのは、あこがれのモデルに投げつけられたような思いをする時からです。まず、子どもたちには、学習の、つまりあこがれのモデルを真似ることの楽しさを伝えたいと思います。学びの楽しさを味わった人は、勉強の敵しさやつらさを堪えることができます。理想とすることに近づけるのですから。理想の社会を実現するための「人権」の学習や勉強も同じことです。立派なモデルとなる大人の存在が欠かせません。

「どうして勉強しなくちゃいけないの？」、「こつ尋ねられたら「勉強したらね、わたしみたいなになれるよ」と答えなさいと学生たちには指導しています。それで笑われたら、教師にはなれません。もちろん立派な大人にも。



太子町高齢者情報局

令和2年8月号

太子町高齢者情報局は、「高齢者の暮らしに必要な情報や太子町からのお知らせを提供します。

皆さん、いかがお過ごしですか。

今回は、『金婚式を迎えられたご夫婦へ』『8月は老人医療（一部負担金相当額など一部助成）医療証の更新月です』をお届けします。

● 金婚式を迎えられたご夫婦へ ●

町では、町内にお住まいの婚姻50年を迎えられたご夫婦に、心ばかりのお祝いをご用意しています。

該当されるご夫婦は、8月21日(金)までに、高齢介護課までお申出ください。

また、対象のご夫婦にお祝いの品の贈呈式を予定しています。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止となる場合があります。

※今年度該当されるご夫婦は、昭和44年9月2日～昭和45年9月1日までの間に婚姻届を出されたご夫婦です。

※町内に本籍のない人は、申し出の際に戸籍謄本を添えてください。

※戸籍謄本の取り寄せに時間がかかり、締切期日を過ぎる人は、高齢介護課までご相談ください。

◆問合せ

● 高齢介護課 ☎98-5538 ●

● 8月は老人医療（一部負担金相当額など一部助成）医療証の更新月です ●

《老人医療（一部負担金相当額等一部助成）制度》

医療機関で受診すると窓口で医療保険適用の自己負担分（1割～3割）が必要ですが、この自己負担分の一部を助成する制度です。

更新対象者は、現在、老人医療の資格を有する人で、更新時に次のいずれかに該当する人です。

①特定医療費（指定難病）受給者証、または、指定難病にかかっていることが証明できる書類をお持ちの人

②感染症法に基づく結核に係る医療を受けている人

③障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている人

老人医療制度は、平成30年4月1日に制度が廃止となりましたが、平成30年3月31日に老人医療証（水色）をお持ちの人は令和3年3月31日まで経過措置の対象となります（更新時には、引き続き老人医療証を交付します）。

医療証の有効期限が、7月31日までとなっています。

更新のご案内は、7月下旬に郵送しています。

◆問合せ

● 保険医療課 ☎98-5516 ●

「特別障がい者手当」・「障がい児福祉手当」

下記に該当する人は受給の対象となります。詳しくは、福祉課にご相談ください。

	「特別障がい者手当」月額27,350円	「障がい児福祉手当」月額14,880円
支給対象	満20歳以上の在宅の人で、身体、または、精神に著しく重度で永続する障がい（知的障がいを含む）があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする人	満20歳未満の在宅の人で、身体、または、精神に重度で永続する障がい（知的障がいを含む）があるため、日常生活に常時の介護を必要とする人
支給制限	(1) 病院などに3か月を越えて入院している人 (2) 施設に入所している人 (3) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある人	(1) 障がい年金などの障がいを支給理由とする年金を受給されている人 (2) 施設に入所している人 (3) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある人

【特別障がい者手当・障がい児福祉手当の現況届】

現在、特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受給している人は、受給資格確認のため、現況届（所得状況届を含む）の提出が必要です。現在受給している人には、必要な書類が送付されますので、必ずご提出ください。

現況届が未提出の人は、提出されるまでの間、手当が差し止めになることがあります。

【提出期間】 8月12日(水)～26日(水) 【提出先】 福祉課

◆問合せ 大阪府富田林子ども家庭センター生活福祉課 ☎25-1131 (内線298・244)
福祉課 ☎98-5519

“ お店や有料の教室・クラブ活動 ” を PR しませんか!!

○ 広報「太子」の有料広告を募集中

- ・ 大きさ 大枠：天地6センチメートル×19.5センチメートル／小枠：天地6センチメートル×9.7センチメートル
- ・ 色 2色刷り
- ・ 掲載料 大枠（1か月）：町内 8,000円、町外 10,000円／小枠（1か月）：町内 4,000円、町外 5,000円

○ 町のウェブページのバナー広告を募集中

- ・ 大きさ 天地50ピクセル×左右130ピクセル
- ・ 掲載料 3か月単位：町内 15,000円、町外 18,000円

※6か月以上の掲載には割引があります。

内容により掲載できない場合もあります。詳しくは、総務政策課までお問い合わせください。

◆ 問合せ 総務政策課 ☎98-0300





子育て応援ナビ



予約制での子育て広場事業

③ 赤ちゃんの発達の不思議講座

寝返り、ハイハイ、たっち、あんよと赤ちゃんは日に日に目まぐるしく発達していきます。

この講座では、「赤ちゃんの発達の中でどのように親子で遊んだり、触れ合ったりするのか」など保育士から学びます。

赤ちゃんと心が通じ合う、ほっとする優しい時間を一緒に過ごしませんか。

【とき】 8月5日(水)
午前10時30分～11時30分

【ところ】 町立保健センター

【対象】 1歳半までの子どもと保護者

【定員】 親子10組

【費用】 無料

【申込】 8月3日(月)午前9時～正午の間に、下記までお申込みください。

※定員に達しない場合は、予約受付日以外にも予約を取ることができます。

※対象のお子さん以外の参加はご遠慮ください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

子どものマスクは要注意!!

マスクをつけていると、口の周りの温度は高くなると言われています。

また、マスクをつけることで口の中が潤い、乾燥を感じる事が少なくなります。そのため、マスクをつけることは熱中症になりやすいと言われています。

実際、スポーツ庁は体育の授業でマスクは必要ないとの見解を示し、日本小児科医は2歳未満の子どもにマスクは危険であると呼びかけています。

○子どもがマスクをしている時に、保護者が気を付けること

・乳幼児は自分で訴えることができないため、顔色をみる事がポイントです。マスクの中の唇の色や唇が乾燥していないかなどこまめに確認してください。

・おしっこの回数が減っていないか、色が濃くなっていないかなども確認することが重要です。こまめに水分を摂るように意識してください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

新型コロナウイルス感染症の影響で、子育て広場事業「ひなたぼっこ（子育て支援センター）、おひさまひろば、赤ちゃん会、すこやかホール開放」を予約制で行う方法に変更します。

感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いします。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【ひなたぼっこ】

【とき】 毎週月曜日～金曜日
※8月10日、13日、14日を除く
①午前10時～正午
②午後1時～3時

【ところ】 やわらぎ保育園内子育て支援ルーム

【対象】 未就園児と保護者

【定員】 各時間親子4組

【申込】 やわらぎ子育て支援センター
※8月11日(火)、12日(水)の予約は3日(月)に行います。

【おひさまひろば】

【とき】 8月7日、21日、28日
各金曜日
①午前9時30分～11時30分
②午後1時30分～3時30分

【ところ】 町立幼稚園2階
おひさまひろば

【対象】 未就園児と保護者

【定員】 各時間親子4組

【申込】 子育て支援課

【赤ちゃん会】

【とき】 8月5日、19日 各水曜日
9時30分～11時30分

【ところ】 町立保健センター2階
すこやかホール

【対象】 1歳半までの子どもと保護者

【定員】 親子10組

【申込】 健康増進課

【すこやかホール開放】

【とき】 8月12日、26日(水)
午前9時30分～11時30分

【ところ】 町立保健センター2階
すこやかホール

【対象】 未就園児と保護者

【定員】 親子6組

【申込】 子育て支援課
※8月12日(水)の予約は、3日(月)に行います。

■予約方法

- ・毎週月曜日午前9時～正午の間に申込先にお申込みください。
- ・申込多数の場合は、抽選とします。
- ・その週の定員に達しない場合は、予約受付日以降～当日午前11時まで予約を取ることができます。

■注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、事業内容の変更や、中止する場合がありますので、ご了承ください。
- ・発熱、咳、喉の痛みなどの体調不良がある場合は利用できません。
- ・保護者の人はマスクを着用してください。
- ・着替え、お茶などをお持ちください。

◆申込・問合せ

やわらぎ子育て支援センター
☎98-1402・☎080-4239-1402

子育て支援課 ☎98-5596

健康増進課 ☎98-5520

こんぺいとう広場 ③

こんぺいとう広場では、松の木保育園・やわらぎ幼稚園で園庭開放を行っています。

【とき】

○松の木保育園 8月11日(火)

○やわらぎ幼稚園 8月26日(水)

開放時間：午前9時45分～11時

【対象】 1歳～4歳未満のお子さんと保護者

【内容】 各園へお問い合わせください。

※着替え、水筒（お茶）、タオルなどをお持ちください。

※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。

※予約不要。

※車での来園はご遠慮ください。

◆問合せ 松の木保育園 ☎98-2882

やわらぎ幼稚園 ☎98-1402

子育て支援課 ☎98-5596

府立近つ飛鳥博物館夏季企画展

堂山1号墳—その被葬者像をさぐる

堂山古墳群が調査されて約50年が経過しました。堂山1号墳に副葬された甲冑をはじめとする大量の鉄製品は、古市古墳群との関わりの中でも注目されてきました。今回の展覧会では、当館の主要な館藏品でもある堂山1号墳の資料を広く公開します。また、この間、周辺でも多くの調査が行われ、注目できる調査成果があがっています。そうした成果も含めて堂山1号墳が突如として築かれたその背景に注目し、改めて堂山1号墳の被葬者像を考えます。



◀堂山1号墳出土甲冑

【と き】 7月18日(土)～9月6日(日)【44日間】
午前10時～午後5時

※入館は午後4時30分までです。毎週月曜日休館日。ただし、8月10日(月・祝)は開館、11日(火)は休館。

【ところ】 府立近つ飛鳥博物館 特別展示室

【入館料】 一般430円 65歳以上・高校生・大学生330円

※中学生以下、障がい者手帳をお持ちの人は(介助者1人含む)無料。

◆問合せ 府立近つ飛鳥博物館 ☎93-8321



◀堂山1号墳初期須恵器

花の文化園 8月イベント

■スプラッシュガーデン

芝生広場で水遊びができます。大好評のスプリンクラーも登場!

【と き】 7月23日(木・祝)～8月23日(日)

【ところ】 芝生広場

※濡れてもよい服装でお越しください。天候、グランドコンディションによっては、中止する場合があります。

■夏休みキッズワークショップ

色々な手作り体験教室を行います。プログラムにより有料、予約が必要なものもあります。

【と き】 7月23日(木・祝)～8月23日(日)

■冒険クイズラリー

園内に散らばるクイズを解いて、植物園を大冒険しよう!クイズは週替わりなので何度でも挑戦できます。正解者にはプレゼントがあります。

【と き】 7月23日(木・祝)～8月23日(日)

午前9時30分～午後3時

【受付】 入園ゲート

【参加費】 200円(入園料は別途必要)

※予約不要。

■花摘み園

【と き】 8月30日(日)午前10時～正午、午後2時～4時

【参加費】 300円(入園料は別途必要)

【内容】 センニチコウ・ジニア・ケイトウなどを予定

■自然かんさつ会

その季節にしか見ることのできない園内の花や植物の営み、姿を観察します

【と き】 8月29日(土)

午後2時～(約1時間)

【参加費】 500円(ドリンク付き・入園料は別途必要)

【定員】 15人

※要予約

■花の文化園

8月の開園時間：午前9時30分～

午後5時(入園は閉園の1時間前まで)

【8月の入園料】 大人550円 高校生230円 中学生以下無料

※各イベントについて詳しくは、花の文化園ホームページをご確認ください。

◆問合せ

大阪府立花の文化園 ☎63-8739

太子町結婚新生活支援事業補助を行っています

新規に婚姻した世帯を対象に、婚姻にともなう新生活を経済的に支援することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して住居費及び引越費用の一部を助成します。

【補助の対象となる経費】

令和2年1月1日～令和3年2月28日までの間に支払われた下記の経費

- 新規の住宅賃貸費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）
※住宅手当などが支給されている場合、住宅手当分は対象外になります。
- 新規の住宅取得費用
- 結婚にともなう引越し費用

【補助の対象となる世帯】

主となる条件は、

- 令和2年4月1日～令和3年2月28日までに婚姻届が受理され、申請時点で対象となる住居が本町にあり、かつ当該居住地に住居登録を有し、居住していること。
- 婚姻届受理時点で夫婦共に34歳未満の世帯
- 夫婦の直近の所得合計が340万円未満の世帯
- 夫婦のいずれも、町税などを滞納していないこと。

【補助金額】 上限30万円

※上記補助制度の対象となるかを確認するため、事前にご相談ください。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

令和2年度 三世代同居・近居支援補助制度

若年世代の転入及び定住を促進し、三世代が安心して暮らせる環境をつくるため、町外在住の子育て世帯が、町内在住の親世帯に、同居、または、近居する際の住宅の取得、または、リフォーム費用の一部助成を行っています。

○住宅取得補助金・リフォーム補助金

一戸あたり50万円を限度に補助

※かかった費用の1/10を補助。

○補助を受けることができる人

- ・子世帯が、同居・近居する直前に1年以上継続して町外に居住（住民登録）をしていること
- ・同居・近居する親（祖父母（单身可））が、1年以上継続して町内に居住（住民登録）していること
- ・子世帯は、中学生以下（出産予定を含む※母子手帳などで確認できること）の子と同居している世帯であること
- ・申請日に町内で取得した住宅に子世帯の全員が居住（住民登録）していること
- ・子世帯・親世帯の全員が町税などを滞納していないこと

○補助の対象となる住宅

- ・子、または、同居・近居する親が住宅取得、または、リフォーム工事の契約をし、町内に所有する住宅であること
- ・新築、または、売買により取得した住宅であること

※相続、贈与など対価をとらなわれない事由により取得したものは対象外です。

- ・建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること

上記、対象者及び住宅要件により、制度が利用できるかどうかを確認するため契約前に必ず事前協議を行ってください。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

マイナポイントの申込みが始まっています

マイナポイントとは、選択したキャッシュレス決済（〇〇Pay、IDカードなど）を利用した人に使えるポイント（マイナポイント）が付与される国の事業です。

ポイントを利用するには、①マイナンバーカードを取得、②ポイントの予約（マイキーIDの設定）、③ポイントの申し込み、④キャッシュレスでチャージ、または、買い物をする、その額に応じたポイントが25%（最大5,000円）付与されます。

ポイントの申し込みは、7月から開始されています。ポイントの利用は9月から開始される予定です。

この機会にぜひ、マイナンバーカードを取得し申し込みください。

◆問合せ マイナポイント：マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178・総務政策課 ☎98-0300

マイナンバーカード取得：住民人権課 ☎98-5515

労働

中小企業退職金共済制度

「中退共」は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立のため管理も簡単にできます。

詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ

独立行政法人勤労者退職金

共済機構中小企業退職金共済事業本部

☎03-6907-1234

交通安全

夏の交通事故防止

夏休み中は外出する機会が増え、子どもたちも行動範囲が広がります。

また、高齢者の交通事故も増加傾向にあります。

このため、二輪車・自転車利用者の交通事故防止と、危険な飲酒運転撲滅のため、皆さんも交通安全を心がけましょう。

【自転車安全利用五則】

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 子どもはヘルメットを着用

【飲酒運転の処罰】

- 酒酔い運転
5年以下の懲役、または、100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転
3年以下の懲役、または、50万円以下の罰金
- 飲酒検知（呼気検査）拒否
3か月以下の懲役、または、50万円以下の罰金

飲酒運転の処罰の対象は運転者だけではありません。

車両の提供者・酒類の提供者・飲酒運転の車両の同乗者も、懲役、または、罰金などの処罰を受けます。

◆問合せ

富田林警察署 ☎25-1234

危機管理課 ☎98-5525

正しいごみの分別と出し方にご協力ください

6月4日(木)太子町から排出されるごみを処理している南河内環境事業組合 第1清掃工場の粗大ごみ処理施設で、火災が発生しました。

火災により現在、同工場粗大ごみ処理施設では処理ができない状況となっています。



このような火災事故を防止するため、火災の原因となり得るごみについては、下記のとおり出し方にご注意ください。

また、さらなるごみの減量・リサイクルにご協力をお願いします。

- **スプレー缶、カセットボンベ**は、中身を使い切り、屋外で穴を開けてから「金属類」で出してください。
- **ライター**は、必ずガスを出し切って、「もえるごみ」で出してください。
- **ストーブ**は、灯油などの燃料を抜いて、「金属類」で出してください。
- **乾電池で作動する製品**は、電池を取り外し、「粗大ごみ」で出してください。
- **充電電池（リチウムイオン電池など）を使用した製品**は、充電電池を取り外し、「粗大ごみ」で出してください。
- **小型充電式電池（リチウムイオン電池など）**は、生活環境課窓口に回収ボックスを設置していますので、回収にご協力ください。
対象の電池は、ビデオカメラ、ゲーム機、モバイルバッテリー、コードレス電話機、シェーバーなどに使用されている「リチウムイオン電池」「ニカド電池」「ニッケル水素電池」です。下記のリサイクルマークが目印です。



リチウムイオン電池



ニカド電池



ニッケル水素電池

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

令和2年度就学義務猶予免除者などの中学校卒業程度認定試験

病気などやむをえない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予、または、免除された子などについて、中学校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験で、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

【試験期日】 10月22日(木)

【試験会場】

大阪府立労働センター(エル・おおさか) 7階705号室

詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ

大阪府教育庁市町村教育室
小中学校課進路支援グループ
☎06-6941-0351

第11回特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に対し、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。

第11回特別弔慰金は、令和2年4月1日を新たな基準日とし、ご遺族お一人に支給されます。

【対象】

令和2年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け人(戦没者の妻や父母など)がいない場合に、次の順番でのご遺族お一人に支給されます。

戦没者などの死亡当時のご遺族で、

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母③兄弟姉妹
※死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)
※死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】

4月1日～令和5年3月31日

※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

太子町障がい者施策推進協議会委員募集

障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定するにあたり、町内の人の声を幅広く聴取し、町の障がい者施策に反映させるために、委員の一部を公募します。

【公募人数】 2人以内

【応募資格】

- ・町内に住所を有する満20歳以上の人(令和2年4月1日現在)
- ・障がい者施策に関心のある人
- ・平日昼間の委員会への出席可能な人

【任期】 2年

【応募方法】

○住所・氏名・生年月日・職業・電話番号・応募理由(400字以内)・地域活動やボランティア活動の実績などを明記し、福祉課窓口へご持参、または、郵送、ファックスのいずれかでご応募ください。

※様式は自由ですが、参考様式をホームページへ掲載しています。

【受付期間】

8月11日(火)～21日(金)(消印有効)

【結果通知】

選考結果は、ご応募頂いた人にお知らせします。

◆問合せ

〒583-8580

太子町大字山田88番地 福祉課

☎98-5519 FAX98-2773

太子町地域福祉計画策定委員会委員募集

地域福祉計画を策定するにあたり、町内の人の声を幅広く聴取し、町の地域福祉施策に反映させるために、委員の一部を公募します。

【公募人数】 2人以内

【応募資格】

- ・町内に住所を有する満20歳以上の人(令和2年4月1日現在)
- ・地域福祉施策に関心のある人
- ・平日昼間の委員会への出席可能な人

【任期】 2年

【応募方法】

○住所・氏名・生年月日・職業・電話番号・応募理由(400字以内)・地域活動やボランティア活動の実績などを明記し、福祉課窓口へ持参、または、郵送、ファックスのいずれかでご応募ください。

※様式は自由ですが、参考様式をホームページへ掲載しています。

【受付期間】

8月11日(火)～21日(金)(消印有効)

【結果通知】

選考結果は、ご応募頂いた人にお知らせします。

◆申込・問合せ

〒583-8580

太子町大字山田88番地 福祉課

☎98-5519 FAX98-2773

8月の「し尿」収集日	収集日	種類	8月の「ゴミ」収集日	種類	収集日
	6日(木)	小型		もえるゴミ	4日・7日・11日・14日・18日・21日・25日 28日 (毎週火・金曜日)
	6日(木)	一般		粗大ゴミ	12日・26日 (第2・第4水曜日)
				ビン・カン混合	10日・24日 (第2・第4月曜日)
				金属類	5日・19日 (第1・第3水曜日)
	19日(水)	2回取り		ペットボトル	13日・27日 (第2・第4木曜日)
				プラスチック製容器包装	6日・20日 (第1・第3木曜日)

※粗大ゴミで袋に入れて出される場合も、半透明のゴミ袋を使用してください。くれぐれも黒色のゴミ袋は使用しないでください。

※ゴミは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。※生ゴミは、しっかり水分を切ってから出してください。



心身障がい者児童生徒教育給付金申請受付

支援学校(小・中学部)、または、町立小中学校の支援学級に自宅(町内在住)から通学している児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減することを目的に、給付金を支給します。

該当される人には、8月中旬から下旬にかけて申請書類などを郵送します。

お手元に届かない場合は、お問い合わせください。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出を忘れずに

〔児童扶養手当現況届〕

現在、児童扶養手当を受給されている人の受給資格は、7月31日(金)までとなっています。

引き続き児童扶養手当を受給するためには、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。

現況届を提出しないと11月分以降の手当を受けられなくなりますので、必ず7月31日(金)～8月31日(月)までにご提出ください。

なお、現況届の用紙が8月5日(水)を過ぎても届いていない場合は、子育て支援課へご連絡ください。

○児童扶養手当とは？

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、18歳までの児童を養育し、支給要件を満たしている人に支給します。

〔特別児童扶養手当所得状況届〕

現在、特別児童扶養手当を受給されて

いる人の受給資格は、7月31日(金)までとなっています。

引き続き特別児童扶養手当を受給するためには、毎年8月に所得状況届を提出しなければなりません。

所得状況届を提出しないと8月分以降の手当を受けられなくなりますので、必ず8月12日(水)～9月11日(金)までにご提出ください。

なお、所得状況届の用紙が8月17日(月)を過ぎても届いていない場合は、子育て支援課へご連絡ください。

○特別児童扶養手当とは？

障がい児のいる家庭を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の中程度以上の障がいのある児童を養育し、支給要件を満たしている人に支給します。

〔受付時間〕 午前9時～午後5時30分

※8月20日(木)、26日(水)は午後8時まで受け付けます。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集

障がいのある人とない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。

入賞者には、賞状などを贈呈します。

〔作文〕 400字詰め原稿用紙(縦書き)

小・中学生は2～4枚

高校生・一般は4～6枚

※点字や電子メールでの応募もできます。

〔ポスター〕 小・中学生のみ。B3画用紙、

または、四つ切りサイズ画用紙(縦長のみ)

〔募集期間〕 7月1日(水)～

9月4日(金)

〔応募方法〕 郵送(9月4日必着)、または、お持ちください。

※但し、土日、祝日は持込みによる受付は行っておりません。

◆応募・問合せ

〒540-8570

大阪市中央区大手前3丁目2番12号

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利援護グループ

☎06-6941-0351(内線2481)

FAX06-6942-7215

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

〔とき〕 8月3日(月)

午後2時～4時

〔ところ〕 役場庁舎1階 相談室2

◆問合せ

富田林子ども家庭センター

生活福祉課 ☎25-1131

子育て支援課 ☎98-5596

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、8月14日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

〔とき〕 8月20日(木)

午後1時～3時

〔ところ〕 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

8月の相談	種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
	行政(国の行政に関すること)	11日(火)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	教育総務課 ☎98-5533
	人権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
	就労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
心配ごと	11日(火)・25日(火)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道 (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

険者証

- ・認定証が必要な人の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- ・印かん
- ・申請に来られた人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

マイナンバー

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付は、お盆休みをご利用ください

マイナンバーカード(個人番号カード)受け取りの流れ

申し込まれたマイナンバーカードができあがり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書（ハガキ）が申請者のご自宅に届きます。通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越しください。

15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください。

住民人権課で本人確認のうえ、暗証番号を設定頂くと、カードを受け取ることができます。

8月は、夏休みやお盆休みを利用することで、通常は平日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人も受け取ることができる機会が増える月です。

まだ、カードを受け取っていない人はぜひ、この機会をご利用ください。

交付の際に必要な持ち物は、交付通知書、町ホームページでご確認ください。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

税

固定資産税の第2期納期限は8月31日(月)です

固定資産税の第2期納期限は、8月31日(月)です。忘れずにお納めください。

納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるものは、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。詳しくは、納付書をご覧ください。また、口座振替をご利用のみならず、残高の確認をお願いします。

令和2年度 各納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	6月30日	9月30日	11月30日	2月1日
固定資産税	6月1日	8月31日	11月2日	12月28日
軽自動車税	6月1日			

なお、納期限までに税金を納めて頂かないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。

また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

(1)督促手数料

督促状を発送した場合1通につき100円

(2)延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年8.9%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.6%）の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ

税務課 ☎98-5517

個人事業税

第1期分の納期限は、8月31日(月)です。期限内に納付して頂きますよう、よろしく申し上げます。

8月に納付書は第1期分及び第2期分の納付書をまとめて送付します（口座振替ご利用の人を除きます）ので、納付時にはお間違いのないようご注意ください。※年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

【納期限】

8月31日（第1期分）

11月30日（第2期分）

【納付方法】

納税通知書裏面に記載の金融機関、大阪府内の郵便局、コンビニエンスストアなど、府税事務所で納付することができます。

また、府税の収納を扱う金融機関（ゆうちょ銀行を除く）のPay-easy（ペイジー）に対応しているATMやインターネットバンキングによる納付、スマートフォン決済アプリ「PayB」（ペイビー）を利用して納付することもできます。

詳しくは、お問い合わせください

※納付には、便利で安心・安全な口座振替制度をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納税が困難な場合には、納税の猶予制度があります。

◆問合せ

南河内府税事務所 ☎25-1131

保 険

限度額適用認定証で窓口のお支払いを軽減できます

国民健康保険に加入している人が、入院や通院をする場合に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払が自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代を減額する制度もありますので、必要な人は事前にご申請ください。

なお、すでに交付済の認定証は、有効期限が7月31日(金)までとなっておりますので、8月以降も交付を希望される場合は、再度申請が必要です（自動更新ではありません）。

●申請できる人

国民健康保険料の未納のない世帯で、

- ・70歳未満の人
- ・70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯の人
- ・70歳以上75歳未満で自己負担が3割の人のうち、課税所得が690万円未満の人

●申請方法

保険医療課の窓口にご申請ください。

●申請に必要なもの

- ・認定証が必要な人の国民健康保険被保



町議会議員選挙投票立会人・アルバイト募集

○投票立会人

・期日前投票所

[募集人数] 4人 (1日につき1人)

[立会日] 10月21日(水)
～10月24日(土)のうち1日

[立会時間] 午前8時30分～午後8時

[報酬] 9,600円

※所得税が源泉徴収されます。

・投票所

[募集人数] 10人 (投票所ごとに2人)

[立会日] 10月25日(日)

[立会時間] 午前7時～午後8時

[報酬] 10,900円

※所得税が源泉徴収されます。

[共通]

[応募資格] 各投票区における選挙人名簿に登録されている人

※特定の候補者の選挙運動に積極的に関わっている人や候補者の親族はご遠慮ください。

[食事] 昼食を提供

[申込] 所定の申込書に必要事項を明記し、持参、郵送、FAXのいずれかの方法によりご応募ください。

※申込書は太子町選挙管理委員会事務局(住民人権課)にあります。町ホームページからもダウンロードできます。

[アルバイト]

[募集人数] 12人

[時給] 1,000円

[勤務時間]

①午前8時20分～午後0時20分

②午後0時20分～午後4時20分

③午後4時20分～午後8時20分

※①②③のうち、原則4時間。

[応募締切] 8月31日(月)必着

◆申込・問合せ

〒583-8580

太子町大字山田88番地

選挙管理委員会事務局(住民人権課)

☎98-5515 FAX98-2773

ひとり親家庭のための就業支援講習会 受講生募集

社福)大阪府母子寡婦福祉連合会では、

下記の講座の受講生を募集しています。
往復ハガキに、希望の講座名と住所、氏名、年齢、職業、電話番号、志望動機、保育の有無(対象は2歳から就学前まで)を明記し、下記住所へお申込みください。なお、応募多数の場合は抽選になります。

○パソコン初級①

ワードの基礎とエクセル3級

[と き]

10月11日～12月6日の各日曜日

全8回 午前10時～午後4時

※11月8日は休み

[と ころ]

高槻市立総合市民交流センター

[定 員] 25人

[受講料] 7,000円(教材費含む)

[申 込] 8月11日(火)
～9月11日(金)

※当日消印有効

○介護福祉士

[と き]

10月17日～11月26日の各土曜日

全6回 午前10時～午後4時30分

※10月17日は午前9時～午後4時30分

[と ころ]

大阪府立母子・父子福祉センター

[定 員] 25人

[受講料] 5,000円(教材費含む)

[申込資格] 介護福祉士国家試験申込者

[申 込] 8月17日(月)
～9月17日(木)

※当日消印有効。

◆申込・問合せ

〒540-0012

大阪市中央区谷町5-4-13大阪府谷町福祉センター内

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター ☎06-6762-9498

大阪府立南大阪高等職業技術専門学校 10月入校生徒募集

大阪府立南大阪高等職業技術専門学校の10月入校の生徒を募集します。

○空調設備科

[訓練期間] 1年

[と ころ] 和泉市テクノステージ

[対 象] 18歳以上

[授 業 料] 年間118,800円

※所得などによる減免制度あり。

※別途、教科書などの実費が必要。

[入校選考料] 2,200円

[入 校 料] 5,650円

[申 込] 居住地を管轄する八ローワーク

[9月選考①]

[願書受付] 7月27日(月)
～8月25日(火)

[募集人数] 10人程度

[選考試験] 9月3日(木)

[合格発表] 9月9日(水)

[入 校 日] 10月9日(金)

[9月選考②]

[願書受付] 8月26日(水)
～9月15日(火)

[募集人数] 若干名

[選考試験] 9月24日(木)

[合格発表] 9月30日(水)

[入 校 日] 10月9日(金)

※詳しくは、ホームページのお問い合わせフォーム、または、下記へお問い合わせください。

◆問合せ

大阪府立南大阪高等職業技術専門学校

☎0725-53-3005 FAX0725-53-3015

<http://www.pref.osaka.lg.jp/tc-miosaka>

夜間中学校生徒募集!

～いっしょに勉強しませんか～

色んな事情で小学校や中学校を卒業していない、または、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人が入学できます。

○入学の受付期間(年2回)

各学校の2学期の始まり

～9月10日(木)

※土日、祝日を除きます。

○「あいうえお」から勉強できます。

○4月1日現在で15歳以上の方が入学できます。

○大阪府内の方が入学できます。

○外国籍の方も入学できます。

○授業料はいりません。

[夜間学級のある中学校]

・大阪府立天王寺中学校

☎06-6771-2757

・大阪府立文の里中学校

☎06-6621-0790

・八尾市立八尾中学校

☎072-998-9551

・堺市立殿馬場中学校

☎072-221-0755

※他の地域にも夜間中学校があります。

詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 教育総務課 ☎98-5533

本町出身でポルトガルのプロサッカーチームに所属の前田大然選手から、町内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校に新型コロナウイルス感染症対策のために、消毒薬（次亜塩素酸水）を御寄贈頂きました。

～メッセージ～

はじめまして。前田大然です。

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになったご遺族の方々にお悔やみを申し上げます。また今も奮闘して下さっている医療従事者の皆様には感謝しかありません。

僕は今ポルトガルで家族と暮らし、サッカー1部リーグの『マリティモ』というチームでプレーしています。日本のコロナ禍は現地で見るニュース、太子町の実家や友人から聞いています。遠く離れたポルトガルから自分が育った地元になにか出来ることはないかと考えていました。

僕には小さな娘がいます。学校が再開されるにあたり少しでも不安をなくせればと思い、太子町全校に消毒液を寄贈させていただくことにいたしました。

お役に立てていただければ幸いです。

以前の日常に戻るにはまだまだ時間がかかると思いますが、終息するまでみんなで力を合わせて頑張りましょう！

僕はサッカーのプレーで元気を与えられるようにこれからも精進してまいります。

前田大然



【プロフィール】

前田大然（まえだ・だいぜん）1997年10月20日生
大阪府南河内郡太子町出身

【ポジション】 FW（フォワード）

【プロ経歴】

2019年7月CSマリティモ
（ポルトガル、期限付き移籍）

【代表経歴】

2019年 A代表 コパ・アメリカ2019
＝チリ戦でA代表デビュー

住まいの便利店、どこに頼めば良いか、わからない時はどの様な事でもお気軽にお問い合わせ下さい

お住まいの困り事を解決

この様な小工事も

床鳴り・雨漏り・壁のひび
風呂トイレ修理・波板張替
室内ドア修理・壁クロス張替
気になる所を直したいキレイにしたい

窓リフォーム

フリーダイヤル

0120-830-592

玄関・窓・出入口

窓から入る寒さと暑さ、ガラスの取替えで解消。

介護保険活用

段差解消や手摺りの取付等
まかせて安心の住宅改修工事
書類作成や申請もおまかせ！
お気軽にお問い合わせ下さい。

真空ガラス スペース



畑田ガラス店

http://www.hatadagls.com 太子役場前西200m



カーポート・門扉
テラス・バルコニー
フェンス・手摺り
イナバ物置・ガレージ

広告



(株)田中工務店

大阪府知事許可(特定建設業)第75383号 指定建設業(7業種の内)建築工事業
(一般建設業)第75383号 指定建設業(7業種の内)土木工事業
【取得資格】1級建築施工管理技士 2級土木施工管理技士・木造住宅耐震診断士

〒583-0991 大阪府南河内郡太子町春日175番地
TEL 0721-98-2027 FAX 0721-98-3555
E-mail tkiyoshi@mvj.biglobe.ne.jp
瑕疵担保責任届出事業者(ハウスプラス住宅保証)

【工務店の責務】
・適切な品質(品質管理)
・適切な工期(工程管理)
・適切な価格(原価管理)
・安全な工事(安全管理)

広告